

古賀市観光協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、古賀市観光協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、古賀市勤労者研修センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、古賀市を中心とする自然、歴史、郷土文化、風土などの観光事業の推進と振興を図り、併せて産業の発展、文化の興隆と地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域文化、温泉、史跡、景勝地等の紹介宣伝
- (2) 観光資源の掘り起こし及びその選定、又は保存と利用
- (3) 観光土産品、特産物の振興開発・販売
- (4) 観光事業及び観光農業の推進とそれに関する情報の収集並びに調査研究
- (5) 観光理念の普及啓発
- (6) 地方公共団体及び観光諸団体との連携
- (7) 観光案内所の設置及び運営
- (8) 市から委託される事業及び施設の管理運営
- (9) 観光に関する出版物の刊行
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人その他の団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を賛助するため入会した個人又は法人その他の団体

2 前項の会員のうち、第1号の正会員は、総会の議事に参加することができるものとし、第2号の賛助会員は、総会の議事に参加することができないものとする

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得て入会することができる。

(会費)

第7条 会員は、別表第1に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の金額は、総会の議決を経て定める。

3 特段の事情がある場合は、理事会の議決を経て会費を減免することができる。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、退会届を会長に提出し、退会することができる。

2 会員が死亡し、又は解散した場合は、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において出席正会員の過半数の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の名誉をき損し、又は設立の目的に反する行為をしたとき。

(2) 会則又は総会の決議を無視する行為があったとき。

(3) 会費を2年間以上納入しないとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他抛出金は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 2人

(3) 理事 10人以上15人以内(会長、副会長を含む。)

(4) 監事 2人

(選任等)

第12条 役員は、総会において選任する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、本会の運営に関する重要事項を審議する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第14条 役員の任期は、3年とする。ただし、任期満了後も後任者が選任されるまでの間、その職務を行う。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席正会員3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員は無給とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(外部委員)

第18条 本会に外部委員を置くことができる。

2 外部委員は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第4章 会議

(会議)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 会則の変更
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 本会の解散
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第22条 通常総会は、当該事業年度の終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 会議は、会長が招集する。

2 総会の招集は正会員に対し、理事会の招集は理事に対し、会議の日時、場所、会議の目的たる事項及び審議事項を記載した文書をもって、開催の日の1週間前までに通知を發する。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 会議は、会則に別段の定めがある場合を除き、総会にあつては正会員の、理事会にあつては理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第26条 会議の議事は、会則で別に定めがある場合を除き、総会にあつては出席正会員の、理事会にあつては出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面評決等)

第27条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事に表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

第5章 事務局

(事務局)

第28条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第29条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第31条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第32条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び決算は、当該事業年度の終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他必要な附属書類

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第35条 本会は、総会において正会員の4分の3以上が出席し、出席者の4分の3以上の議決を経、解散する。

第8章 雑則

(専決処分)

第36条 会長は、会務の執行に際して緊急を要する場合、副会長の同意を得て専決処分することができる。

2 前項の規定による処置については、会長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(委任)

第37条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成25年6月28日から施行する。ただし、第14条の規定は平成25年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

(単位：円)

		個人	法人		団体
			A	B	
入会金	正会員	5,000	10,000	30,000	50,000
	賛助会員	3,000	5,000	10,000	30,000
年会費	正会員	5,000	10,000	20,000	30,000
	賛助会員	2,000	5,000	10,000	20,000

・入会金は、入会時のみ納入

・法人会員

A：従業員数（パート含む）30人未満

B： 〃 30人以上